

日野町移住者通勤費支援補助金制度概要

◆対象者	○平成27年4月1日以降に日野町に転入された方 ○日野町外に通勤されている方 ○雇用保険の適用事業者に常時雇用されている方
◆募集期間	随時募集しています
◆補助率等	○公共交通機関や自家用車の利用による通勤に係る経費から、勤務先が支給する通勤手当を除いた額×1/2（月額上限15,000円）
◆補助期間	○最長3年間
◆事業実施の流れ	○交付申請書の提出 《添付書類》 ・在職証明書兼通勤手当支給額証明書 ○申請書の審査、交付決定 ○補助金請求 4月～11月分は12月支払、12月～3月分は4月支払
◆注意事項	○予算がなくなり次第受付を終了します ○補助対象要件を欠くことになった場合、補助金を返還していただきます
◆提出先	日野町役場企画政策課 TEL 0859-72-0332